

四国地方整備局におけるバリアフリーの取組



令和2年8月

国土交通省 四国地方整備局

○河川事業（事例：今切川かわまちづくり）

事業の目的を踏まえて、様々な人の利用が考えられる施設整備については、それを踏まえた構造を採用。

○道路事業（事例：歩道再整備事業）

市街地において、高齢者、障がい者等の安全快適な歩行空間を確保できるように歩道の再整備を実施。

○営繕事業（事例：阿南税務署）

国の機関の施設の改築時においては、多様な利用者の来庁を想定した施設整備を実施。

今切川かわまちづくりの事例

- 北島町と協働してかわまちづくり整備事業を実施。
四国地整では、河川管理上必要な基盤整備として「緩傾斜坂路」や「水辺へのアクセス坂路」を整備。



休憩できるように3箇所の平場を設置

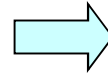


歩道の再整備の事例(市街地)

高松市中央通り



整備前



整備後

- 透水性舗装の採用
歩行者の通行スペースは水たまりが発生しにくいように、ブロックよりも透水性が高い舗装へ切り替えを実施。
- 段差の解消
歩道内に設置されていた電線共同溝上部構造であった段差を解消。

その他のバリアフリー取組事例

横断歩道橋エレベーターの整備



- ・移動の利便性と、より高い安全性を確保するため、横断歩行者の多い場所にエレベーターを設置。
（192号八百屋町西横断歩道橋エレベーター）
- ・塔屋の外装には乳白色のガラスブロックと磁器タイルを使用しており、夜にはガラスブロック内の内照ランプが点灯するなど、景観にも配慮。

既設歩道改良時における再整備



既設歩道の状況



改良後の状況

- ・利用者の安全確保のために改良が必要な箇所は、順次再整備を実施。
- ・左記は、歩道を拡幅することで安全に通行できるスペースを確保した事例

阿南税務署



- 多様な利用者の来庁を想定し、バリアフリー法の移動円滑化誘導基準を満足した施設整備を実施。
- 敷地入口から事務室までの経路を単純化し、初めて来庁された方にもわかりやすい平面計画。

多様性に配慮した多目的トイレの整備



1階：乳幼児の利用に配慮



2階：要介護・長時間滞在に配慮



3階：介助のしやすさに配慮

阿南税務署におけるトイレ案内表示



ホールの「多目的便所案内板」



トイレドアの表示

移動経路上の配慮

○肢体不自由者や視覚障害者等の利用しやすさに配慮



段差の無い敷地内アプローチ
(手すり、点字表示の設置)



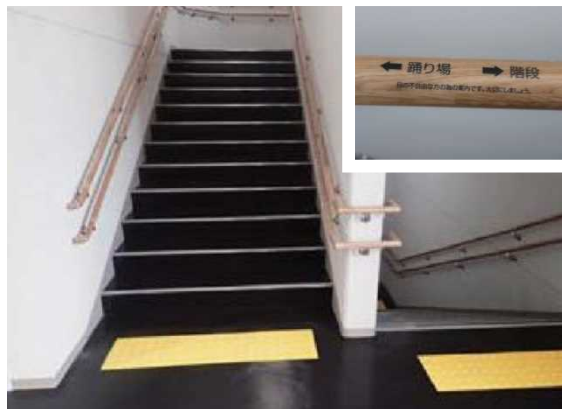
事務室出入口の自動扉化



肢体不自由者用駐車スペース



庁舎内(自動扉、点字表示)



階段室(手摺、点字表示)



便所(手摺、ベビーチェア)